

西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

第1 趣旨

「西宮市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（令和2年西宮市教育委員会規則第18号。以下、「規則」という。）に基づき、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

第2 在校等時間

（1）在校等時間に含むもの

ア 在校している時間（学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ）に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出るまでの時間）

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

（2）在校等時間に含まないもの

ア 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

イ 休憩時間

第3 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務等

規則第3条第2項に規定する児童生徒等（児童、生徒及び園児をいう。以下同じ。）に係る通常予見することのできない業務とは、次のとおりとする。

（1）校園長（学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。）の命により行う、学校運営上の重大事案への対応業務

ア 児童生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務

イ 児童生徒等に対する緊急の補導業務

ウ 重大な学校事故や、いじめや学級崩壊など、児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある事案への対応業務

（2）校園長の命により行う、非常災害時等における一時的又は突発的な緊急業務

非常災害時における児童生徒等の保護又は緊急の防災もしくは復旧の業務

（3）その他別途協議により規則第3条第2項に該当すると認められる業務

上記（1）及び（2）のほか、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務であって校園長等の判断で見込みが立てられる業務については、規則第

3条第2項に規定する時間及び月数の範囲内とすることができる。

第4 本市の取組方針

(1) 業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るための取組

本市では「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の理念に掲げ、持続可能な教育の実現を目指すとともに、学校における業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るため、次の取組を推進する。

ア 学校における環境整備・改善の推進

業務の効率化により長時間勤務を縮減するため、校務支援システムをはじめとする各種システムの整備や拡充によるICTの推進、自動音声応答装置の効果的な活用など、引き続き学校における環境整備・改善を推進する。

また、令和3年4月より教育職員（会計年度任用職員除く）及び県費学校事務職員の在校等時間を客観的に把握する勤務時間管理システムを導入し、勤務実態の正確な把握に努め、業務量の適切な管理について必要な措置を講ずる。

イ 教育委員会による学校業務の負担軽減・効率化の推進

教育委員会が学校に対して依頼する事務、出張及び行事等の業務について、不断の見直しを行い負担軽減・効率化に向けた業務改善を推進する。

また、教育委員会が主催する会議等について、オンライン形式による開催で支障のない会議等は、学校園及び各課双方の負担軽減を図るため、Web会議を推進する。

ウ 学校への業務改善の支援

学校における業務改善を推進するため、業務改善アドバイザーによる研修会の実施や先進的な事例及び各校の効果的な取組について、積極的に情報提供を行い、教職員の意識の醸成を図るため、業務改善の支援を推進する。

エ 広報による取組の周知、理解の促進

教職員の勤務時間適正化を図るため、登校時刻の順守、「定時退勤日」・「ノー部活デー」の設定及び自動音声案内の導入など、市政ニュースやHP等を通じて保護者や地域住民へ周知し、理解促進に努める。

オ 「定時退勤日」等の完全実施の推進

「定時退勤日」や「ノー会議デー」、『西宮市立中学校部活動方針』（平成31年4月策定）等に基づく「ノー部活デー」の完全実施を求めるとともに、計画的に定時退勤日を設定し、タイムマネジメントを意識した仕事の進め方や周囲に気兼ねなく退勤できる風通しのよい学校づくりを推進する。

カ 年次休暇の取得促進や各種休暇制度等の周知、理解の促進

教職員の年次休暇の取得促進や各種休暇制度の周知、理解の促進を図り、各教職員が業務の見通しを立て計画的な休暇取得の取組を促進し、相互に補完し合うことで休暇を取得しやすい風通しのよい学校づくりを推進する。

(2) 実態把握と取組促進

教育委員会は学校における勤務実態及び取組の実施状況を把握するとともに教職員の健康及び福祉の確保を図るための取組を促進する。

第5 学校における取組

業務の見直し・削減を図り、児童生徒等に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる体制づくりを進める。

(1) 業務量の適切な管理

ア 在校等時間の適正な管理等

管理職は、全ての教育職員（会計年度任用職員除く）及び県費学校事務職員に対して、校外において職務に従事している時間も含め、勤務時間管理システムを利用し在校等時間の記録を徹底する。

なお、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

イ 教職員の意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制の確立とともに、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進、ICTを活用した校務・業務の効率化を図る。

エ 外部人材の積極的な活用の推進

教職員の長時間勤務の削減を図るため、必ずしも教員が担う必要が無い業務について外部人材を有効に活用することにより、教職員の勤務時間の適正化を図る。

(2) 健康及び福祉の確保

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、働きやすい勤務環境を整備するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

イ 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

ウ 健康管理の徹底

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受診させるとともに、労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知と全職員受信を徹底する。

また、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（いわゆる時間外勤

務時間)が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を推奨する。

なお、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間の確保に努めること。

(3) 意識醸成を図るための取組

本方針が実効性のあるものとなるためには、教職員一人ひとりが本方針の趣旨を理解した上で、業務量の適切な管理に向けた取組を行うことが重要であることから、職場研修等を通じて本方針の趣旨・内容について周知徹底を図ること。

第6 留意すべき事項等

(1) 労働法制の遵守

教育委員会及び校園長は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等^{※1}の規定を遵守すること。

(2) 在校等時間の適正な認識

本方針は教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことを留意するとともに、常に在校等時間の短時間化に取り組むように周知徹底すること。

なお、教育職員以外の職員(事務職員、技能労務職員等)については、労働基準法第36条の規定による労使協定(36協定)の限度時間が適用されることに留意すること。

(3) 虚偽の記録等の禁止

管理職は、教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

(4) 業務の持ち帰り

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

第7 本方針の見直し

本方針は業務量の削減に関する取組の進捗状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

※1 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第34条(休憩時間)、第35条(休日)、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成6年条例第43号)、第4条(週休日及び勤務時間の割振り)、第6条(週休日の振替等)、第7条(休憩時間)、第12条(休日)、第13条(休日の代休日)、「西宮市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例」第2条の2(勤務を要しない日及び勤務時間の割り振り)、第3条(休憩時間)、第6条(休日)、「西宮市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例施行規則」第5条(代休)